

令和8年度津野町奨学生の募集について

津野町では、社会において広く有為な人材の育成を図ることを目的として、奨学生の貸与をおこなっています。令和8年度奨学生の募集は以下のとおりとなっています。

1. 奨学生の資格 保護者又は本人が津野町に住所を有し、高等学校、大学、専修学校又はこれらと同程度の学校及び教育機関に在学する者で、学資の支弁が困難と認められるもの。(「学資の支弁が困難と認められるもの」とは、独立行政法人日本学生機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度のものとしています。)
2. 学資貸与額 区分による学資貸与額の範囲内で、希望する額。
- | 区分 | 奨学生の額 |
|--|----------------------|
| 高等学校（専修学校の高等課程を含む） | 月額 10,000 円～30,000 円 |
| 修業年限 2 年以内の大学及び専修学校（高等課程を除く）、高等専門学校、各種学校その他の教育機関 | 月額 15,000 円～40,000 円 |
| 修業年限 3 年以上の大学又は専修学校、各種学校 | 月額 15,000 円～50,000 円 |
3. 奨学生の返還 奨学生が卒業又は修業し、奨学生貸与の期間が満了したときには貸与の終了した月の翌月から起算して 6 ヶ月を経過した後に返還を開始する。なお、返還期間等については最大で貸与月数の 2 倍の月数を返還期間とすることができる。
4. 保証人 連帯保証人 3 人（内 1 人は保護者（父母兄姉）、2 人は 65 歳までの独立の生計を営む者であって、返済能力を有するもの。）
5. 利息 無利息
6. 貸与の決定 津野町奨学生選考委員会の選考を経て決定し、6 月上旬に通知予定。
7. 申込書受付期間 令和 8 年 2 月 2 日～令和 8 年 4 月 30 日まで
8. 提出先 津野町教育委員会（津野町役場西庁舎 2 階）
津野町役場本庁舎窓口
9. 提出書類 奨学生申請書（様式第 1 号、第 2 号）、調査票、履歴書、
保護者の世帯課税証明書、連帯保証人 2 人分の所得証明書
10. お問い合わせ先 津野町教育委員会 電話 62-2258